

○厚生労働省令第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(判定書の交付)</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)第二条に規定する判定書(自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十五項に規定する自立支援医療をいう。)のうち、更生医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)及び補装具に係るものに限る。)の様式は、別表第一号のとおりとする。</p>	<p>(判定書の交付)</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)第二条に規定する判定書(自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。)のうち、更生医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)及び補装具に係るものに限る。)の様式は、別表第一号のとおりとする。</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二十二條の三 法第四十一條第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>六 (略)</p>	<p>第二十二條の三 法第四十一條第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十七項に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>六 (略)</p>

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第三条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五第十四項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練又は同条第十五項に規定する就労継続支援(前号に掲げるものを除く。)(以下「生活介護等」と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十四号)第三十七条(同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第四項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

附則

15 (略)

6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

改正前

(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五第十三項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練又は同条第十四項に規定する就労継続支援(前号に掲げるものを除く。)(以下「生活介護等」と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十四号)第三十七条(同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項並びに第八十九条第四項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

附則

15 (略)

6 障害者自立支援法第五十二条第六項に規定する地域活動支援セ

第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

7

(略)

ンター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

7

(略)

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第四条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(調剤の場所)</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十九項に規定する福祉ホーム</p> <p>ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(調剤の場所)</p> <p>第十三条 法第二十二條に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四十 (略)</p> <p>四十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十八項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十三 (略)</p>	<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四十 (略)</p> <p>四十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十七項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十三 (略)</p>

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導の実施の依頼先) 第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十二条第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、<u>同条第二十八項に規定する地域活動支援センターを</u>経営する事業を行う者、<u>同条第二十九項に規定する福祉ホームを</u>経営する事業を行う者、<u>同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等</u>、<u>同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者</u>、<u>同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者</u></p> <p>九・十 (略)</p>	<p>(指導の実施の依頼先) 第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十二条第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、<u>同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを</u>経営する事業を行う者、<u>同条第二十八項に規定する福祉ホームを</u>経営する事業を行う者、<u>同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等</u>、<u>同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者</u>、<u>同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者</u></p> <p>九・十 (略)</p>

(介護保険法施行規則の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)
第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める
実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であ
ることとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害がある
こと又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援
助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ (略)

ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生
活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介
護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第十九項に規
定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第百
六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支
援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)
第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その
他これらに準ずる事業の従事者

改正前

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)
第百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める
実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であ
ることとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害がある
こと又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援
助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ (略)

ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生
活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介
護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社
会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第十八項に規
定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第百
六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支
援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)
第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その
他これらに準ずる事業の従事者

(独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第八条 独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 (厚生労働省令で定める特定整備施設) 第五條 令附則第二十一條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>五の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設</p> <p>六 (略)</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十八項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十九項に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十 (略)</p>	<p>附則 (厚生労働省令で定める特定整備施設) 第五條 令附則第二十一條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>五の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設</p> <p>六 (略)</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>八～十 (略)</p>

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成二十四年厚生労働

省令第三百三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>	<p>(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>

附 則

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。